

高大接続改革の進捗状況に関する
関係団体（高等学校・大学等）からの意見

- 全国高等学校長協会・・・・・・・・・・ 1
- 日本私立中学高等学校連合会・・・・・・ 3
- 全国都道府県教育長協議会・・・・・・・・ 5
- 一般社団法人国立大学協会・・・・・・ 9
- 一般社団法人公立大学協会・・・・・・ 13
- 日本私立大学協会・・・・・・・・・・ 15
- 一般社団法人日本私立大学連盟・・・・ 17
- 全国予備学校協議会・・・・・・・・・・ 19

平成 29 年 6 月 8 日

全国高等学校長協会からの意見

1 「高等学校教育改革」

(1) 教育課程の見直しについて

学力の三要素を重視する方向性については賛同する。「主体的・対話的で深い学び」の実践について、方向性は理解するものの、各教科等の学習内容を削減せず実施することは困難であり、政策面での支援が必要である。また、地理歴史科において新たな必修科目が設定された等の影響により、週 30 時間を超える教育課程を編成せざるを得ない状況が生まれつつある。そうなれば学校行事や生徒会活動、部活動等授業時間外に生徒が自主的・主体的に行う活動に制約が生じ、生徒の多様な活動を評価するという大学入試改革の趣旨とは異なることとなる。また、土曜授業を実施することになれば教員の勤務時間との兼ね合いが課題になる。是非、教員の負担軽減に関わる法的整備の実現を並行する形でお願いしたい。

(2) 「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」について

「国が示した要件を満たす民間の試験を認定して、多種類の試験の中から高校側の選択により使用する」との方向性は、学力等が多様な高校生への配慮、大学入試に直結しない体制という面で評価できる。高校内部評価への利用としては、試験の範囲が教育課程の一部のみを選択できるようになるのか否かにより変化すると思われるが、利用の可能性としては残しておいて良いのではないかと考える。受検料に関しては、多様な経済環境の生徒が在籍している実態から、国費による支出を望むところであるが、やむなく生徒が負担する場合は可能な限り定額での設定を希望する。

モデル問題の提示や診断を活用した P D C A サイクルの構築例などが示されていない中で、各高校とも具体的なイメージを持ちにくい状況にあり、早い段階での具体的な情報提供を希望する。

2 「大学入試改革」

(1) 「大学入学共通テスト(仮称)」の導入について

目的、実施主体、実施開始年度、実施開始年度についての異存はない。国語、数学においてマークシート方式に加え、記述式問題を導入することについても賛同する。但し、記述式問題については採点の公平性の担保と、受験生が正確に自己採点できるよう生徒及び採点基準の示し方等についての配慮をお願いしたい。

英語の4技能評価について、方向性については賛同する。しかし、民間の資格・検定の活用については大きな懸念がある。大学入試における英語の試験は、大学教育を受けるに足りる英語の能力が、高等学校において身に付いているかどうかを測るものである。しかし、民間の資格・検定は、本来別の目的のために作られたものであり、また、資格・検定間の差異も大きい。認定にあたっては高等学校学習指導要領との整合性を第一にするなど認定基準を明確にし、受験生や高等学校関係者が納得できるようなものにしていただきたい。また、実施体制、検定料等についても資格・検定によって大きく異なっており多様な経済環境の生徒が在籍している実態や首都圏等に比べ受検に際しての負担が大きい地方の高校関係者からは心配する声が多く寄せられており、経済格差や地域間格差が生じないように配慮をお願いしたい。実施方法のA案、B案については、民間の資格・検定だけで高校生の英語の能力を測ることについては前述のように大きな懸念があることから、B案でお願いしたい。なおB案では平成35年度まで大学入学共通テストにおける英語の試験を実施するとしているが、高校生の英語の能力を測る上で共通テストの役割は極めて大きいものがあるので、36年度以降も継続して実施することを強く要望する。

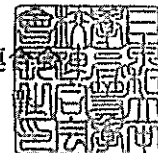
(2) 個別大学選抜について

「総合型選抜(仮称)」、「学校推薦型選抜(仮称)」、「一般選抜(仮称)」において、多面的評価の必須化、出願、合格発表時期の明確化の方向性には賛同する。各大学がこの趣旨に沿って選抜を実施するよう遵守規定の制定等を含めた、指導の徹底をお願いしたい。

以上

文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室長 山田 泰造 殿

日本私立中学高等学校連
会長 吉田



「大学入学者選抜改革に関する検討状況」の公表内容に関する意見

1. 大学入学共通テストと教育課程との関連について

大学入学共通テスト（以下「共通テスト」）の目的の結びに「・・・思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。」と記したことは、高大接続改革における共通テストの意図を明確にしたこととして評価できる。その上で、一定の記述式問題を導入することは至極当然である。

ただし、記述式問題は、必然的に総合的・合教科的内容となることから、平素の授業での学びとの間に、乖離が生じないように、教育課程との関連をより明らかにしていただきたい。

また、「次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が抜本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。」としているが、現在示されている次期学習指導要領における教育課程は、新たに探究的科目等を構成しているものの、教科・科目が簡素化するという方向で抜本的に見直されているとは言えない。については、次期指導要領における教育課程を、真に簡素化することも合わせて検討していただきたい。

2. 英語の外部資格・検定試験の導入について

共通テストの枠組みにおいて、英語4技能を評価するために、民間事業者等による資格・検定試験を導入することについては基本的に賛成である。英語圏の外国の大学への進学においても、その目的に応じて民間の外部資格・検定資格を用いていることから、至極当然のことと言える。

ただし、外部資格・検定試験の結果を活用するにあたって、その受験時期や回数を高校3年時の2回に制限していることは、現実的かつ合理的でないと思料する。受験生の英語能力の実態や受験年齢は様々であり、とりわけ海外帰国子女や外国人留学生が取得している当該資格・検定の結果を排除することに繋がる。

そもそも、各大学の個別選抜ですでに導入している外部資格・検定試験の活用では、その受験時期や回数の制限を設けてはおらず、共通テストの枠組みの中で実施される外部資格・検定結果の情報の活用は、これと矛盾することになる。

生徒が過去に同じ外部資格・検定試験で高いスコアを取得していれば、高校3年時の受験結果に代えて利用を可能にするとともに、既卒者についての外部資格・検定試験の取り扱いを明確にすべきである。

また、外部資格・検定試験を受験するにあたっては、平素の授業等でもICTを活用することが必然的に求められることになるが、各生徒が利用できるICT環境の整備は極めて不十分であり、外部資格・検定試験の導入と共に進めていただきたい。

3. 英語の外部資格・検定試験に伴うICT環境の整備について

一方で、地域的な事情などによって、受験機会が制約されることがあってはならず、国は、生

徒等が在学する地域等に関わらず、公平に希望する外部資格・検定試験を受検できるよう、C B Tの普及や公費による財政支援も含め、I C T環境の整備と支援策を講ずるべきである。

4. 各大学の個別選抜について

学力の3要素を評価するために、A O・推薦・一般という入学者選抜区分の内容を改めることは大いに評価できる。今般の高大接続改革が単に、記述式問題の導入と英語の外部資格・検定試験の導入の2点だけに絞られているかのように受け止められる傾向があることから、多面的・総合的評価による入学者選抜とすることが改革の中心的課題であることを、広く喧伝する必要がある。

については各大学において、学力の3要素を踏まえた入学者受入れの方針をはじめとする3つの方針の内容を、各高校現場や生徒にとって理解しやすいように、明らかにしていただきたい。そのために、文部科学省で関係情報をまとめるなど、分かりやすく情報提供をする手立てが必要ではないかと考える。

また、調査書の改善も検討されているが、eポートフォリオ等の導入があるとなれば、各高校ではその対応が必要となるため、早めのシステム構築や在り方の決定をお願いしたい。なお、調査書とともに各高校の運営方針等を各大学が求めることができるにあたっては、その内容のガイドラインなども必要ではないかと思料する。

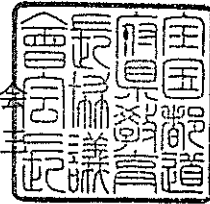
以上

全教委連第80号

平成29年6月12日

文部科学大臣
松野 博一 様

全国都道府県教育長協議会
会長 中井 敬 幸



高大接続改革の進捗状況に関する要望書

高大接続システム改革会議「最終報告」で示された、「多様な背景を持つ子供の夢や目標の実現に向けた努力をしっかりと評価し、社会で花開かせる高等学校教育改革、大学教育改革及び大学入学者選抜改革を創造すべく、これらをシステムと捉え、一貫した理念の下、一体的に改革（高大接続システム改革）に取り組んでいく」という目的は、大変重要であると考えます。

去る平成29年5月16日に、文部科学省から「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）」について、検討状況が公表され、パブリックコメントが実施されているところです。

については、高大接続改革が所期の目的を達成し、次期学習指導要領の円滑な実施が可能となるよう、下記のとおり課題を申し上げるとともに、課題解決に向けた丁寧な取組と説明を要望いたします。

記

1 「大学入学共通テスト（仮称）」実施方針（案）に係る課題について

(1) 英語の4技能評価について

ア 経費負担の軽減について

英語について、民間資格・検定を「認定試験」として活用するとの方向性であるが、受検者や保護者に対し、民間資格・検定に係る経費負担を求めることは、教育の機会均等という観点から慎重に検討する必要がある。

民間資格・検定の成績を入試に用いるのは、高校3年生以降の4月から12月までの間で2回まで可能となっているが、実際には1、2年次にも民間資格・検定を受検することは可能であり、受検料について経済的負担の軽減が図られなければ、経済的に恵まれ、高校2年生までに複数回受検できる受検者が有利になってしまう恐れがある。

経済的に恵まれていない者が、大学受験の機会を失うというような不公平が生じることのないよう、受検料の経済的負担の軽減が必要である。

イ 均等な受検機会の確保について

現状から考えると、民間資格・検定の試験会場が都市部に集中する傾向があり、都市部に居住する受検者と山間部や離島等の僻地に居住する受検者との機会均等を確保することが困難である。

特に、高校2年生までに受検する民間資格・検定については、受検回数等に特段の制限が設けられていないため、家庭の経済状況や居住地により受検機会に格差が生じ、「大学入学共通テスト（仮称）」の受検成績に大きく影響する恐れがある。

さらに、居住地による均等な受検機会の確保のみならず、「大学入学共通テスト（仮称）」として活用するにあたり、聴覚、視覚、肢体等の障害に応じた実質的な試験機会の確保（リスニングテストの代替、口述筆記、時間延長など）も課題であると考えられる。

ウ 公平な評価について

英検やTOEICなど、試験目的や出題傾向、得点換算方法、難易度等が異なる複数の民間資格・検定を活用し、CEFRの段階別成績を取り入れることとしているが、受検者の多くが同じCEFRレベルに集中することが想定され、今後、どのような基準で評価・活用するのかが大学から示されなければ、受検者や高等学校等が混乱し、不安感を煽ることとなる。

また、「話すこと」の評価（採点）について、民間の知見を活用することとされているが、採点基準の信頼性と示された採点基準に基づき、公平な評価ができるか懸念される。

エ 教科指導について

各高等学校等においては、人格の完成を目指し、学習指導要領に基づいた教育活動を長年行っているが、高校生等が受検する民間資格・検定が学習指導要領に対応するものとならなければ、高等学校等における英語教育が「民間資格・検定」対策中心の授業となりかねない。「民間資格・検定」対策をする必要性から、特に高校3年生の教育活動において、学習指導要領が目指す本来の教育活動に支障を与えることになりかねない恐れがある。

(2) 記述式問題について

記述式問題について、特に国語においては受検者が正確に自己採点を行うことが困難であり、現状の出願方法のままでは、出願先の大学、学部、学科等の決定に支障を来す恐れがある。

さらに、数学の記述については、答に至るまでの思考過程について検討する必要がある。

また、全国規模で記述式問題による試験を実施するには、採点の客観性・公平性を担保する必要があるが、民間の知見を活用するとはいえ、現実の実施に当たっての検証はまだ不十分である

2 平成33年度大学入学者選抜における調査書に係る課題について

現行の調査書と比較し、新調査書は記載内容が増加し、大学の求めに応じて内容を追加でき、調査書を選抜の資料として活用する際に「どのように」活用するかを各大学の募集要項等に明記することとされているが、各大学がどう活用していくのかが現時点では明確ではなく、受検者が混乱する恐れがある。

また、記載内容の増加に加えて、出願大学によって記載内容を変更せざるを得ない場合も考えられ、教員の負担増が懸念される。また、基となる指導要録についての言及も不十分である。

3 「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」実施方針（検討素案）に係る課題について

標記については現段階では検討素案であり、今後さらに検討を進めるものと承知しているが、現段階で指摘されている検討事項や論点以外にも、受検者にとってのメリットやその活用方法、費用負担の問題なども考えられ、慎重かつ十分な検討が必要と考えられる。

4 要 望

5月16日の文部科学省の発表では、「大学入学共通テスト（仮称）」、「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」の導入に向けて、まだ多くの検討事項があることが示されたが、今後の検討に当たっては各都道府県教育委員会や高校等の意見や要望が十分に反映されるよう、以下の点を慎重に検討すること。

(1) 「大学入学共通テスト(仮称)」の実施に当たっての留意点について

「英語の4技能評価」や「記述式問題」の導入が予定されているが、その内容、実施方法及び実施時期、実施会場、結果の活用方法等について、まだ多くの検討事項があり、「大学入学共通テスト(仮称)」の実施に当たっては、経済的、地域的な格差が生じないように、受検者や保護者の負担、高等学校等における進路指導やカリキュラム編成に要する時間を考慮し、受検者、保護者、高等学校等の関係者に混乱が生じないように、開始年度も含めて慎重に検討いただきたい。

記述式問題については、正答の条件への適合性を判定し、その結果を複数段階で表示することを想定しているが、段階の設定や結果の活用方法等、慎重に検討を行うとともに、速やかに公表願いたい。

(2) 大学入学者選抜改革の実行に向けた明確な計画の策定と各種負担の軽減について

学習指導要領の改訂に伴う授業改善等への対応や学校指導体制の強化も求められている中、大学入学者選抜の拙速な改革により、受検者、保護者の負担増や学校現場の教職員の勤務の長時間化につながることはないよう、慎重に検討を行うとともに、改革の実行に向けた明確な計画を策定し、速やかに公表していただきたい。

(3) 「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」の実行に向けた明確な計画の策定について

「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」に関しては、受検者のメリットやその活用方法、費用負担の問題なども含め、慎重に検討するとともに、明確な計画を策定し、速やかに公表していただきたい。

「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見

平成29年6月14日
国立大学協会

国立大学協会は、大変革の時代を生き抜く人材に必須の資質である「学力の3要素」の涵養を基本として、高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜を三位一体で改革しようとする今回の高大接続システム改革の理念に賛同し、その具体的な進め方について、これまで累次にわたり意見書を提出してその考え方を表明してきた。

今回は、去る5月16日に文部科学省が公表した「高大接続改革の進捗状況について」に含まれる「大学入学共通テスト実施方針（案）」及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）」について、以下の通り意見を述べる。

1 共通テストの在り方

国立大学は、その理念と目的の達成のために、単に特定の教科・科目の学力を有するのみならず、高等学校等における基礎的教科・科目の普遍的履修を基盤とし、大学における総合的な教養教育や専門基礎教育を受け、さらに進んで先端的学術分野の成果を修得しうる学生を求めている。このため、国立大学は、従来から一般入試においては、高等学校等における文理全般にわたる幅広い基礎的教科・科目についての学習の達成度を測るため、第一次試験として大学入試センター試験(原則5教科7科目)を共通に課した上で、第二次試験では、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、各大学の求める学生を確保するために様々な工夫を凝らした個別試験を実施してきた。このような共通試験と個別試験の組み合わせは、入学者の学力水準を保証するとともに、多面的・総合的な評価により、高い意欲・関心を有する多様な学生を受け入れるために極めて有効かつ適切な方法であり、今後とも堅持すべきものと考えている。

したがって、このたびの「大学入学共通テスト」の制度設計においては、従来の大学入試センター試験の果たしてきた役割・実績の基盤の上に、「学力の3要素」を5教科7科目の中でより適切に測るべく改善し、高大接続改革の実質化に貢献することを基本とすべきである。また、新たに導入される記述式試験や英語4技能試験に関しては、適切かつ有効な導入の確固たる見通し、特に実施手法や評価方法の正当性や公正性の担保等についての説明責任が果たされるべきである。

このような基本的な考え方に立って、今回の提案の個別論点について意見を述べる。

(1) 記述式試験の導入（「国語」・「数学」）

「大学入学共通テスト」の「国語」及び「数学」における記述式試験の導入については、共通試験において多肢選択式では測ることのできない思考力・表現力を評価するための改革であり、国立大学協会が昨年12月に示した「大学入学者選抜試験における記

述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」を踏まえ、相当程度の実現性・実効性のある提案が行われたものと評価する。

しかし、各大学の入学者選抜において、共通テストの記述式試験の結果を具体的にどのように活用するかを検討するためには、次の点について、早急に更なる詳細が示されることを求める。

- より多くのモデル問題例と明確な採点基準
- 採点の質や公正性担保の具体的方法
- 設問毎の出題意図や重点付け等の示し方、段階別成績表示の具体的方法
- 採点に要する期間及び各大学への成績提供の具体的な時期と方法

なお、このたびの提案においては、共通テストにおける記述式試験以外に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるよう、大学入試センターが大学の求めに応じて記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討することとされている。各大学が、その利用の可能性等を検討するために、その具体的な内容と方法が早期に示されることを望む。

(2) 英語4技能の評価

グローバル人材育成の観点から、高等学校段階の英語4技能の総合的な能力を適切に測るため、大学入学者選抜において英語4技能の評価を重視するという基本的方向性には高大接続システム改革の理念に沿うものとして賛同する。また、そのために大学入試センターが認定する民間の資格・検定試験（以下、「認定試験」）を活用すること自体には一定の合理性があるものとする。

しかし、認定試験を「活用する」として、認定試験をもって共通テストの「代替とする」とことは、その実質に断絶がある。共通テストの英語試験を廃止して認定試験に切り替えることは、認定試験をもって共通テストの「代替とする」としてであり、試験の作問主体が大学入試センターでないことがもたらす影響を詳細に検討すべきである。具体的には、これまでの大学入試センター試験における英語試験の果たしてきた役割・実績を検証するとともに、新たに導入する認定試験について、認定の基準、学習指導要領との整合性、受験機会の公平性を担保する方法や、種類の異なる認定試験の成績評価の在り方などについて早急に検討し、それらの見通しを示すべきである。そのような情報がない中ではあまりにも不確定な事項が多く、現時点で共通テストの英語試験の廃止の可否を判断することは拙速と言わざるを得ない。

したがって、少なくとも共通テストにおける英語試験の存続については、平成33年度入学者選抜に導入される認定試験の実施・活用状況等を検証の上、その後のしるべき時期にあらためて判断すべきである。

また、各大学の入学者選抜において、認定試験の結果を具体的にどのように活用するかを検討するためには、次の点について、早急に更なる詳細が示されることを求める。

- 認定の基準及びその方法
- 学習指導要領との整合性

- 受験機会の公平性担保、受験生の経済的負担軽減等の具体的方法
- 異なる認定試験の結果を公平に評価するための対照の方法

2 一般選抜における個別試験及び総合型選抜・学校推薦型選抜

一般入試における個別試験においては、前述したように、各国立大学は、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき各大学の求める学生を確保するために、記述式・論述式問題の出題や一部募集単位で面接、小論文、実技試験等を行うなど、様々な工夫を凝らした試験を実施してきた。また、前期日程・後期日程の分離分割方式によって実施することにより、受験機会の複数化と選抜方式の多様化・評価尺度の多元化を図ってきた。さらには、AO入試や推薦入試を中心に多様な学生を受け入れるための入学者選抜改革を推進してきた。

このたびの大学入学者選抜に係る新たなルールにおいては、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するものへ改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、現行の入試区分を見直し、「総合型選抜」及び「学校推薦型選抜」において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」も適切に評価することとしている。また、「一般選抜」において記述式問題の導入・充実を図るとともに、調査書や志願者本人が記載する資料等を積極的に活用することとしている。

国立大学協会としても、その基本的な方向性には賛同するものであり、既に一般選抜の個別試験において高度な記述式試験を実施するとともに、AO入試・推薦入試(今後の総合型選抜・学校推薦型選抜)を拡大するとの方針を表明しているところである。

ただし、「一般選抜」における調査書等の活用の普及拡大については、調査書等の電子化や活用システムの構築などが不可欠であり、それらが早期に検討・実施されることを求める。

3 今後のスケジュール

国立大学協会は、このたびの高大接続改革が実効性を持って着実に実現されるよう最善の努力をしていく所存であり、最終的な実施方針等の決定後可及的速やかに「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－」を策定し、すべての国立大学が基本理念を共有して改革に取り組むこととしている。また、必要に応じて、共通試験における記述式試験や英語民間試験の活用方法について、全国立大学が共有できる国大協ルールあるいはガイドラインを策定することも視野に入れている。

平成33年度入学者選抜における改革実施のためには、各大学は平成30年度には入学者選抜方法等の予告・公表を行う必要がある。各大学の準備期間を考慮すると、国立大学協会の基本方針は遅くとも本年10月頃には策定しなければならない。

本意見書においては、様々な点について、早急に実施方針等の更なる詳細を示すことを求めているが、このような日程を考えると、遅くとも夏頃(8月末まで)には、国立大学協会の基本方針を策定するために必要な基本的な事項について明らかにされることが不可欠である。

国立大学協会としては、以上に述べた点について、今後の検討に際し十分に配慮されるよう強く要請するものである。

以 上

平成 29 年 6 月 14 日

高大接続改革の進捗状況に関する意見

一般社団法人 公立大学協会

文部科学省から 5 月 16 日に公表された高大接続改革の進捗状況については、困難な課題に対しての関係者の調整の結果として重く受け止めたい。

今回大学入学者選抜改革については、「大学入学共通テスト（仮称）の実施方針（案）」とともに、個別大学の入学者選抜の改革についても「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）」が取りまとめられた。これらについて、以下に意見を述べる。

1. 「大学入学共通テスト（仮称）」実施方針（案）について

- 大学入学共通テスト（仮称）における記述式問題の作問、出題、採点については、大学入試センターで行う実施方針が示された。このことは、大学の負担への配慮として評価する。
- しかし、共通テストの成績提供時期が、従来の大学入試センター試験と比べて 1 週間程度遅れることが示された。共通テストを課す A0 入試及び推薦入試を実施する場合、現状の日程では実施が困難であることが懸念される。
- 本協会では実施要項の変更も念頭に置きながら確実な大学入学者選抜の実施に向けて今後の対応を検討する必要があることから、成績の提供方法及び共通テストの成績活用の方法の案を早急に示していただきたい。
- 共通テストの英語試験の取扱については、A 案（平成 32 年度以降は共通テストを実施せず、認定試験を活用する）及び B 案（平成 35 年度までは共通テストを実施し各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、または双方を選択利用できる）が示されている。
- 現時点において具体的な成績提供の方法等が示されておらず、一挙に A 案を採用することに対して不安の声が多く聞かれている。高等学校及び大学において混乱が生じないように配慮いただきたい。

2. 平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）について

- このたび、大学入学者選抜にかかる新たなルールの設定に伴い、従前の A0 入試、推薦入試、一般入試の区分の見直しが行われた。ルール設定の趣旨に述べられている、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価することの重要性は、

すでに関係者に十分な理解を得ているが、評価の指標及び手法については、未だ具体的なものが示されておらず、各大学は新たな評価への対応に苦慮しているところである。

- 評価の指標及び手法等については、大学入学者選抜改革推進委託事業等により今後検討が進むものと思われるが、その検討結果について積極的な情報公開に努めていただきたい。

- このたびの予告（案）には、調査書や提出書類等の改善についても示されているが、とりわけ調査書の電子化は大学にとっても期待が高いものであることから、早急に検討を進めていただきたい。

大学入学者選抜改革は社会的な関心度が高い事柄であり、その影響は大きい。各大学においては新たな入試システムの構築を早急に検討することが求められる。現在未確定の部分についても、速やかに結論を出していただくことを要望する。

以上

文部科学省「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見

平成29年6月15日
日本私立大学協会

この度の高大接続改革は、国際化や情報化などの急速な社会変化により、将来予測が困難な時代を生き抜く人材を育むため、これまでの知識の修得に偏重した学力観から、いわゆる学力の3要素に代表される新たな学力観への転換を目指した、小学校から大学へと連なる総合的な教育改革の一部を成すものと思料し、これまでの関係者のご努力を多とするものである。

当協会はこうした改革の理念を深く受け止めた上で、私立大学の視点から、この度示された高大接続改革の進捗状況について若干の意見を申し述べたい。

1. 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）」について

私立大学における入学者選抜は、自主性・自律性に基づく、多様かつ特色ある私学教育の第一歩と位置付けられるものである。この度、示された個別入試に対する一律的な規定の策定は、固有のアドミッションポリシーに基づく私立大学の多様で特色ある入学者選抜を阻害しかねないことを危惧する。よって、その制度設計にあたっては、私立大学の自主性・自律性に対する配慮が最大限なされるべきことを始めに申し上げたい。

(1) AO入試および推薦入試について

- AO入試および推薦入試では、その両方について、合格発表日を新設することが提言されている。これは、早期の合格発表が高校教育現場に与える影響への配慮と、一般入試のみならず、AO入試および推薦入試における学力の3要素に対する評価の着実な実施を促すための措置と考える。
- しかしながら、先に述べたように、こうした一律的な規定の策定は、私立大学の自主性・自律性に基づいた多様で特色ある入学者選抜の実施や学生確保を阻害しかねないだけでなく、受験生の大学選択にも影響を及ぼす可能性を排除できないことから、その制度設計にあたっては、私立大学の入試実態を十分に踏まえた慎重な検討と、その運用における弾力的な取り扱いが求められる。
- なお、高校生の学習意欲を合格発表後も継続させていくためには、高校と大学の緊密な連携に基づく入学前教育の充実や、「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」の活用などにより、高校生の学習意欲が大学入試の合格発表によって損なわれることのない高校教育の質保証体制について検討されることが望ましいと考える。

(2) 一般入試について

- 一般入試については、記述式問題の導入・充実に取り組むことや、英語の試験を課す場合、民間事業者を積極的に活用し4技能を総合的に評価することが求められ

ている。この方向性について理解するものの、学力の3要素や英語の4技能をどのように取り扱うかは、繰り返しになるが、私立大学が個別に定めるアドミッションポリシーに基づき自主的かつ自律的に判断すべき事柄と考える。既に過密となっている私立大学の入試日程を鑑みても、これらの実施を一律に義務づけることなく、柔軟な取り扱いを可能とするような配慮が必要と考える。

- なお、記述式問題については、各大学がその個別選抜における出題・採点に利用することができるよう、大学入試センターが大学の求めに応じ、記述式問題および採点基準を提供する方法の検討が示されている。現時点ではその詳細が不明であるが、大学入試における記述式問題導入の趣旨が実現する方向での制度設計が望まれる。
- また、一般入試では、学年歴との関係を踏まえ、大学における4年間の在籍期間を確保するため、合格発表時期が現行の「4月20日まで」から「3月31日まで」に変更されることが示されている。新学期が既に開始し、学籍が生じている4月以降に、合格発表が行われることにより、私立大学の定員管理に支障が生じており、そうした支障を生じさせない一層の改善策が求められる。

2. 「大学入学共通テスト（仮称）実施方針(案)」について

- 現行の大学入試センター試験については、既に多くの私立大学で利用されている。新たに新設される「大学入学共通テスト（仮称）」においても、多くの私立大学の利用が可能となるような制度設計がなされるべきと考える。
- 特に、成績提供の時期については、現行の「1月末から2月初旬頃」から1週間程度遅らせる方向で検討することが示されているが、より多くの私立大学が「大学入学共通テスト（仮称）」を利用できるようにするため、可能な限り早期に成績提供できるよう引き続きの検討を期待したい。

3. おわりに

この度の高大接続改革については、大学入試改革に終始した感が否めない。学力の3要素に代表される新しい学力観の下で育まれてきた生徒の力を、大学において一層の伸長を促すためには、大学入試改革のみならず、本文でも指摘されている入学前教育や初年次教育をはじめとする高校と大学の緊密な連携による教育の在り方について更なる検討が必要と考える。

合わせて、高校教育における学びの状況を高大連携教育に生かすという意味においては、「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」の結果を、入試での活用を含めて大学が利用することについての検討も望まれる。

以上

平成29年 6 月 9 日

一般社団法人日本私立大学連盟

文部科学省報道発表「高大接続改革の進捗状況について」別添資料 2
「平成28年度における大学入学者選抜改革の主な取り組み等について」に関わる意見

平成29年 5 月16日発表の標記文書に述べられた、「大学入学共通テスト(仮称)」(以下「共通テスト」という。)の国語、数学に記述式問題を導入すること、英語の4技能評価を実施することを含む「共通テスト」の大枠については、学力の3要素を着実に育成・伸長させるという、今次の高大接続改革の本旨に沿うものと考えられ、本連盟として特段の異論はない。しかしながら、「共通テスト」を1次試験として利用し、さらに個別に2次試験を行うこととなる国立大学と異なって、私立大学は、既存のセンター入試の利用形態や各種入試の日程等多様であり、上記の新機軸を含めた「共通テスト」の具体的内容、実施方法、並びに各大学で行われる個別入試との関係等について、困難な状況を生じさせる問題が散見される。以下、それらの問題を示しながら、さらなる改善を図っていただくようお願いしたい。

1. 記述式問題の導入について

- 記述式問題の結果表示は3～5段階程度で行うことが想定されているが(別紙1-2、p. 20)、私立大学は集団準拠型試験の一部として使用するため、マークシート方式と併せて、適度な得点の分散が確保されるよう、作問を工夫していただきたい。
- 大学入試センターのモニター調査でも明らかなように、記述式問題の導入は、「共通テスト」の難易度を高めると予想される。その結果選抜性の高い大学を除く多くの私立大学では、「共通テスト」が、識別性が低いテストとなり、有効に活用できなくなる可能性が高い。この点に配慮し、作問や評価での工夫をお願いしたい。

2. 英語の4技能評価について

- 英語の4技能評価については、多種の民間の認定試験を受検させることの是非はともかくとして、その試験結果とCEFRの段階評価(最大6段階の達成度評価)を大学に提供することになっている(別紙1-2、p. 13)。私立大学の多くは、現行のセンター試験利用入試と同様、「共通テスト」のアラカルト利用のみで合否を判定する入試形態を設けることになると思われる。その際、国語、数学を含め他科目はマークシート式問題が中心であり、集団準拠型試験として利用しやすいが、英語のみが集団準拠型試験として利用しにくい、段階数の少ない達成度評価となるという齟齬が生じる。英語4技能評価も集団準拠型試験として利用するためには、さらに細かな多段階評価を導入するのが望ましい。CEFR-Jなども参考にしながら、多段階評価の可能性、あるいは、入試における達成度評価そのものの位置づけについて検討を続けていただきたい。
- 認定試験の受検は、高校3年生において2回までの試験結果を大学に送付できるとされているが(別紙1-1、p. 3)、経済的、地理的な制約から受検機会に格差が生じないように、すべての高校3年生が2回の受検が可能となるような支援策、さらには浪人生への対応

や同様の支援策を含めた環境整備を早急に進めていただきたい。

3. 「共通テスト」の成績提供時期と一般選抜との関わりについて

- 「共通テスト」は1月中旬の2日間とし、大学への成績提供は現行より1週間程度遅らせる（別紙1-1、p.4）とともに、一般選抜は1月25日～3月25日と前倒しすること（別紙2、p.4）が検討されている。現在、私立大学の多くは、センター試験利用入試の成績を受け取った後に、種々の一般入試を行っている。これは、合格者の歩留まりを予測し、入学定員管理を行う上で必要なことと言える。一般選抜の始期・終期が早まり、「共通テスト」の成績提供が遅れるならば、私立大学の定員管理を著しく阻害し、入試日程を定めることが極めて困難になる。そのため、「共通テスト」が利用できなくなる可能性がある。記述式問題採点の時間を短縮することができないならば、「共通テスト」の実施時期と一般選抜の開始時期の関係について、再度検討を行っていただきたい。その調整ができるならば、私立大学においても、「共通テスト」を1次試験とし、一般選抜を2次試験とするような入試を行う可能性も生じるであろう。

4. 総合型選抜・学校推薦型選抜と入学前教育について

- 従来のAO入試、推薦入試を、学力の3要素を評価することを必須事項としつつ、総合型選抜、学校推薦型選抜として再定位されたこと（別紙2、p.1-5）は、私立大学の多様な理念のもとに行われる入学者選抜を維持することが可能となったという点で評価できる。しかし、従来、学校推薦型選抜（推薦入試）においては、高校長の推薦を尊重して学力担保を行ってきたため、総合型選抜と同様な試験を課すとすれば、推薦の意味が問われることとなる。この点について、さらに検討を行っていただきたい。
- 12月以前に入学手続きをとった者に対する入学前教育の充実も説かれているが、これと併せて、「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」（別紙3）が高校卒業生の学力を保証し、将来的に入学前教育が不要となるよう、教育体系整備を図ることも明記されるべきであろう。

5. その他

- 平成29年5月24日に専門職大学が法制化され、2019年度からの設置が決定された。大学である以上、入試においてもダブルスタンダードが生じないようにしなければならない。今次の入学者選抜改革の専門職大学への適用に関して明確にしていただきたい。

6. 全体を通して

- 平成25年の教育再生実行会議の提言では、「共通テスト」は「達成度テスト（発展レベル）（仮称）」とされ、年複数回実施、1点刻みではない段階別評価によるものとする、一貫した理念のもとにあった。その後、個別的問題のみが議論された結果、理念が分かりにくく、私立大学も対応のしにくい改革案になったことは否めない。さらに議論を進め、全大学・高校が納得して参加できる改革を推進していただけるよう期待するものである。

以上

平成29年6月27日

文部科学省
高等教育局長
常盤 豊 殿

全国予備学校協議会
会長 守谷 たつみ

「高大接続改革の進捗状況について」に対する要望書

「高大接続システム改革会議」で提言されました、国際化、情報化の急速な進展による社会構造の大きな変革の時代に社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むために進める今回の高大接続改革の理念は、全国予備学校協議会の目指す「未来社会を見通して適切な進路指導を行う」という理念に通じるものがあります。全国予備学校協議会としても、高大接続改革の着実な進展を大いに期待するところであります。

しかしながら、去る5月16日に文部科学省から公表された「高大接続改革の進捗状況について」に含まれる「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（案）」について、主に既卒者（平成32年度入学者選抜以前の受験者）の扱いについて、十分な検討がなされておられませんので、全国予備学校協議会として要望を述べます。

○既卒者が再チャレンジできる公平な入試制度の在り方

今回の入試改革は「大学入学共通テスト（仮称）」の「国語」及び「数学」で記述式試験が導入され、英語においては英語4技能試験が導入されるなど、受験生にとって大きな変化を伴う入試制度の変更となります。

しかしながら、今回の文部科学省の発表においては平成33年度入学者選抜での「既卒者」の対応についての具体的な記述がありません。このまま既卒者への経過措置を含む対応が十分行われなかった場合、その前年にあたる平成32年度入学試験において、受験生は次年度入試制度への対応の不安から極端な安全志向となり、本来進学したかった志望校にチャレンジしない受験生が多く発生しかねません。

このことは受験生が本来持っている能力を十分に発揮できないばかりでなく、内向き志向や不本意入学なども招き、受験生本人にとっても日本にとっても大きな損失となります。従いまして下記の通り、既卒者への対応をお願いします。

(1) **既卒者が不利にならない経過措置の実施**

平成 33 年度入学者選抜における「大学入学共通テスト（仮称）」および大学が実施する個別試験において、制度上、既卒者が現役生に比べて不利になることがないように、既卒者への経過措置の検討をお願いします。

(2) **既卒者に対する経過措置を早急に公表**

平成 32 年度以前の受験生や保護者が不安を抱かぬよう、平成 33 年度入学者選抜実施方針公表と同時に既卒者への経過措置実施の旨を表明いただき、その後、できるだけ速やかに経過措置の詳細を公表していただきたくお願いします。

(3) **英語 4 技能試験における既卒者への経過措置の実施**

英語 4 技能試験における文部科学省の発表には「既卒者の対応については、今後、検討する」とありますが、高校時代に英語 4 技能試験への十分な準備がなされていない既卒者にとって、新たに大学入学共通テスト（仮称）実施前の 4 月～12 月に民間の資格・検定試験を受検することは現役生と比較して著しく不利になると考えます。また、既卒者にとっては受検料として新たな経済的負担が発生します。

既卒者への、民間の資格・検定試験の受検免除などの経過措置をお願いします。

(4) **大学入学共通テスト（仮称）「英語」試験の存続**

共通テストの英語試験の取り扱いについては大学入試センターが認定する民間の資格・検定試験（「以下、「認定試験」）をもって共通テストの代替とする A 案と共通テストの英語試験と認定試験の双方を利用する B 案が提示されています。

仮に、A 案の通り共通テスト英語試験が認定試験のみとなった場合、これまでの大学入試センター試験の英語試験のみを受験してきた既卒者は、現役生に比べて著しく不利になることが予想されることから、共通テストの英語試験の存続をお願いします。

以上